

ぎょうせい

行政・人権相談

行政相談は行政相談委員、人権相談は人権擁護委員が担当します。

***新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から予告なく中止する場合があります。**

***相談の際は事前にご連絡くださるよう、お願いします。**

五所川原地区（行政相談）

▷4月14日(休) 10:00~12:00

▷4月28日(休) 10:00~12:00

市役所 1階相談室 1A

問い合わせ先…市民課 内線2326

金木地区（行政・人権合同相談）

▷4月13日(休) 10:00~12:00

金木総合支所 相談室

問い合わせ先

金木総合支所 内線3132

市浦地区（行政・人権合同相談）

▷4月5日(火) 10:00~12:00

青森あすなろホール市浦

問い合わせ先

市浦総合支所 内線4011

法務局人権相談

▷月曜日~金曜日（祝日を除く）

8:30~17:15

五所川原支局 1階人権相談室

問い合わせ先

青森地方法務局五所川原支局

Tel.34-2330

人権擁護啓発メッセージ

（令和3年度人権教育より／
三好小4~6年生）

『「思う心」と「思いやり」行動に移して相手に伝えていきたい『思いやり』』

鳥獣被害対策実施隊活動にご理解を

市では、カラス・カモ類・サルなどによる農産物（果樹・水稻・シジミなど）への被害防止のため、鳥獣被害防止特措法に基づき、五所川原市鳥獣被害対策実施隊が捕獲事業を行います。安全管理を徹底し、計画的に実施します。皆様のご理解をお願いします。

問い合わせ先

農林水産課 内線2521



浄化槽を正しく使いましょう

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を浄化するため、適正な管理が必要です。そのため、浄化槽法では次のことが義務付けられています。

①定期的な保守点検

②年1回の清掃

③法定検査の受検（使用開始後および年1回）

法定検査は、浄化槽が適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかを判定するもので、一般社団法人青森県浄化槽検査センター（Tel.017-726-9500）が行います。

また、浄化槽の使用開始時や廃止時、管理者の変更時などには、中南部地域県民局環境管理部（Tel.0172-31-1900）への届出等が必要です。

松くい虫被害・ナラ枯れ被害を予防しましょう

松くい虫被害やナラ枯れ被害は、昆虫が原因で発生する伝染病です。

これらの被害が県内各地で発生するようになると、農林水産業をはじめとする産業・経済のほか、本県が誇る自然景勝や観光資源などに大きな影響を与えるため、次の3点を守りましょう。

①被害の原因とされる昆虫は、マツとナラ類を伐採した際に発生するおおいに集まる習性があります。昆虫の活動期（6~9月）には、マツとナラ類を伐採しないようにしましょう。

②マツ丸太やマツ苗木、ナラ丸太は、被害地から持ち込むと、県内に松くい虫被害やナラ枯れ被害を呼び込む可能性があるため、県内産で被害が発生していないものを利用しましょう。

③被害を防ぐため、葉が黄色に変色したり、枯れたマツやナラ類を早い段階で取り除くことが大切です。身の回りで枯れている、または枯れかかっているマツやナラ類を見つけたら、西北地域県民局林業振興課までお知らせください。

問い合わせ先

西北地域県民局林業振興課

Tel.0173-72-6613

自転車保険に加入しましょう



自転車を利用する皆さん、自転車は車両です。危険な運転によって、重大な事故をおこすおそれがあります。「ながらスマホ」やイヤホンの使用、傘さし運転などの危険行為は絶対にやめましょう。原則として車道左側を通行するなど、交通ルールを守りましょう。

また、県の条例で、令和3年7月から、自転車保険への加入が努力義務となりました。

万が一に備えて、保険に加入することが大切です。まずは、自分や家族が保険に入っているかどうか確認してみましょう。

問い合わせ先

青森県県民生活文化課 交通・地域安全グループ Tel.017-734-9232

自動車税種別割の口座振替を受付しています

県では、自動車税種別割の口座振替の申し込みを受付しています。

令和4年度分から口座振替を希望される方は納税者本人の通帳と預金届出印を持参の上、4月28日(休)までに取扱金融機関または地域県民局県税部にお申し込みください（すでに口座振替を申し込まれている方でも、自動車の買換えやナンバー変更により申込内容が変更となった場合は再度申し込みが必要です）。

なお、令和2年4月以降振替分から、口座振替済通知書および自動車税種別割納税証明書の送付を行わないこととしました。

車検更新の際は、運輸支局等において自動車税種別割の納付確認を電子的に行うことができるため、自動車税種別割納税証明書の提示が省略できるようになっています（ただし、振替直後の車検更新には納税証明書が必要となる場合があります）。

詳細は県ホームページ（https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/zeimu/012_kouzaindex.html）をご覧ください。

問い合わせ先

西北地域県民局 県税部 納税管理課 Tel.34-2111 内線205